

宛増額し、最終的には月額六〇〇ドルとすることが検討されている（多聞櫓文書・御雇外国人一〇〇二六七）。また、宿舎は開成所内に用意されていたが、一八六七年二月二十六日に開成所を訪れたガラタマは宿舎を検分し、①手狭なため建て増しをすること、②浴室、台所、召使の下女・下男部屋、トイレを造ることを要求した。この要求は妥当なものとして認められ、他に蔵の修復、防犯のための住居周囲の柵塀の建造、化学器械所一棟の建造をあわせて、四月から取りかかることになった。この建築工事は、総工費一、〇四九両、永二一〇文九分をかけて、十二月に終了した。当初一八六六年冬に開成所改築費用として計上されていたガラタマの宿舎修復予算は、わずか金一一九両二分、永八一文二分であった。ところが、ガラタマの絵図面による見積金額は金八九六両永一四四文七分であり、さらにその他化学器械所の新築等が加算されて、こうした巨額に及んだものとみられる（多聞櫓文書・御雇外国人一〇〇二六四・二四五四〇）。ところが、一八六七（慶応三）年十二月九日の王政復古、幕府倒壊という激動の時代に、ガラタマの力は開成所で発揮されることなく終わり、翌年七月、新政府によって大坂に建設された舎密局に異動して開花することになるのである（前掲原平三「幕末洋学史の研究」）。

## 八 明治維新による開成所再編から東京外国語学校の建学へ

### 開成所の接収と復興

一八六八（明治元）年六月十三日に、開成所が医学所とともに新政府によって接収された。九月十二日に至り、開成所は鎮将府の管轄に置かれ、学校事務集議所とすることが通達された。あわせて川勝近江と柳河春三が開成所頭取に任じられ、数名の職員とともに九月二十四日から駿河台袋町の川勝近江邸で勤務することになった。ついで、十月

十二日に開成所は築地の旧幕府海軍所跡地に移され〔前掲図3②〕、十月二十八日に東京府所轄となった。さらに、十一月十三日に行政官管轄となり、一橋門外旧騎兵所英公使館の一部に移転された。このように、開成所は復興以来いまだ学校としての体裁が整っていなかったのである。ようやく、十二月十日に一等教授・二等教授・三等教授が置かれ、場所も十二日に旧開成所の一橋門外護持院原に戻され〔前掲図2〕、翌年正月十七日の開学に向けて、十二月二十五日に入学規則が發布された。それによると、入学は毎月二十七日を限って認められ、当人の生国（出身地）・住所・年齢・姓名と、支配・主人の姓名を詳しく記して学校に出願するように規定されている。ここで、開成所は「開成学校」と命名されている（教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』第一巻、龍吟社、一九三八年）。

一八六九（明治二）年正月十七日、開成学校が開校された。講義日程などは明らかではないが、英人パーリーと仏人プーサーという外国人教師によって、英語と仏語の授業が開かれた。以後、外国語は外国人教師が教えることを正則とし、日本人教師が教えることは変則とされた（『文部省第一年報』）。生徒は日々増加し、四月には英仏語の生徒が約四〇〇人に及び、教師、建物ともに不足する状況になった。

### 開成学校の変遷

一八六九（明治二）年六月十五日太政官の学校規則により昌平学校（旧昌平坂学問所）を大学校（本校）とし、開成学校、医学校（旧医所）を分局とすること、この三校をあわせて大学校と呼ぶことになった。これは、神道国教化運動の時代的要請に基づいて行われたものであった。大学校とは「神典国典ニ依テ国体ヲ弁へ、兼テ漢籍ヲ講明シ、実学実用ヲ成ラ以テ要」とし、開成学校とは「普通学ヨリ専門学科ニ至ル迄、其理ヲ究メ、其技を精フスルヲ要トス」と規定される。学者の任務は、「神典国典」によって「皇道を尊ミ国体ヲ弁」することであり、学校は「漢土ノ

孝悌・彝倫ノ教、治国平天下ノ道、西洋ノ格物窮理・開化日新ノ学」を講究・採択するところであるという（前掲『東京大学百年史 資料一』前史II―一九号）。すなわち、国学を中心とし漢学と洋学をともに皇国の発展のために必要のある学問としたのである。

ところが、国学者中心の大学構想に対し、漢学者から強い反発が生じ、大学校は七月四日から八月五日まで休業して、学則の協議を行った。国学者から出された学則案は集議院で否決され、一八七〇（明治三）年二月に制定された「大学規則及中小学規則」は洋学色の強いものとなった（前掲『東京大学百年史 資料一』前史II―二一号）。なお、一八六九年十二月十七日に、大学校は大学と改称され、開成所は大学南校、医学校は大学東校と命名された。

「大学規則及中小学規則」は、一八七二（明治五）年の「学制」の前身として位置づけられる。「学体」として述べられた基本姿勢は、一八六九年六月十五日の学校規則と同じであるが、皇国思想が削除されている点で異なる。「学制」として、全国に大学を一校、府藩県下に中学・小学を置くことが規定された。大学は、全国から春と秋の二回の試験によって入学者が募られる。年齢は三十歳以下で、各自望む学科で学び、在学年数は三年とした。学科は、①教科（神教学・修身学）、②法科（国法・民法・商法・刑法・詞訟法・万国公法・利用厚生学・典礼学・施政学・国勢学）、③理科（格致学・星学・地質学・金石学・動物学・植物学・化学・重学・数学・器械学・度量学・築造学）、④医科、(a)予科（数学 度量・格致学・化学 金石動植物学）、(b)本科（解剖学・原生学・原病学・薬物学・毒物学・病屍解剖学 医科断訟法・内科外科及雑科治療学兼撰生法）、⑤文科（紀伝学・文章学・性理学）と西洋の大学にならった総合大学が目指されていた。しかし、西洋的色彩の濃いこの学則がどこまで実施されたかは明らかではない。

## 大学南校の教育

ここで、一八七〇（明治三）年二月段階における大学南校の教育内容を、学生便覧にあたる「生徒心得」によってみておこう（前掲『東京大学百年史 通史一』一五六―一五八ページ）。生徒は英語と仏語のコース別で入学し、それぞれコース別の講習所・語学所（伝習所）・数学所において普通科を履修した。生徒は、入学時の学力で仮に九等級に分けられたが、年四回の定期試験の成績により改めて等級付けをされ、七等級以上の者は希望により教官の評議を経て語学を免除された。数学は加減乗除、分数、比例までは必修であったが、これを履修した後は願いにより免除された。こうした免除許可を受けない者で、講習・語学・数学いずれも欠課したものは、退学処分になった。この普通科を修得した者は、専門科に進学して西洋諸科学を修得した。

一八七〇（明治三）年七月に、西洋の学問を重視した大学規則への国学・漢学からの非難を収拾するために、大学本校が閉鎖された。これにともなって、大学南校では学制改革が行われ、閏十月に「大学南校規則」と「大学南校舎則」が制定された（前掲『東京大学百年史 通史一』一五八―一六四ページ）。「大学南校規則」によると、定員は千人、入舎生は貢進生ともて五五〇人を限度とした。入学年齢は十六歳以上で、英語・仏語・独語のコース別に入学した。さらに、外国人教科が語学教育を担当する正則と、日本人教師が担当する変則の二つに分かれていた。いずれのコースも一般教育課程である普通科から専門課程である専門科に進学することになっていた。生徒は九等級に分けられ、春と秋の定期試験によって等級が決められた。五等までが普通科、四等以上が専門科であった。普通科は語学中心で、数学・地理・世界史から成っていた。専門科の学科は①法科（民法・商法・詞訟法・刑法・治罪法・国法・万国公法・利用厚生学・国勢学・法科理論）、②理科（究理学・植物学・動物学・化学・地質学・器械学・星学・三角法・円錐法・測量学・微分・積分）、③文科（レトリック・ロジック・羅甸語・各国史・ヒロソヒ）という学問別

に分かれていた。

一八七一（明治四）年七月十四日、廃藩置県にともなうて、十八日に文部省が設置され、二十一日に旧大学本校を文部省本省とし、大学南校を南校、大学東校を東校と改称することが通達された。ここに、教育の中央集権化の第一歩が踏み出されることになる。

#### 出版物の取締・検閲と翻訳事業

江戸時代以来、洋書の検閲が蕃書調所の職務であったように、一八六九（明治二）年二月八日に太政官から学務担当行政機関である「学校」に対し、新聞出版を取り締まることが命じられた。同時に、新聞出版許可の法令「太政官布告第一三五号」と「新聞紙印行条例」が出された。検閲に関する「新聞紙印行条例付録」において、管轄の機関が定められ、開成学校は専ら東京中で出版された新聞を扱うことが規定されている。

また、書籍についても一八六九年五月十三日に行政官から、従来書籍の検閲は議政官で行っていたが、以後は「学校」に出版取締局を設け、昌平・開成学校から官員が出て審査し出版の許可を与えることが命じられた。これらの機能は、のちに内務省の管轄となる。

また、蕃書調所と同様、教官による翻訳事業は開成学校当初からの重要な職務の一つであった。同年十月、大学南校に「翻訳局」が置かれた。その目的は、有益で実用性のある洋書を翻訳することで、外国新聞の抜粋を「海外新聞」として翻訳したり、「英文典直訳」や「官板 泰西農学」、「仏蘭西法律書」などが翻訳・出版された。この大学南校翻訳局は、一八七一年九月に文部省編纂寮に移管されることになる（『東京大学百年史 通史一』一七一―一七四ページ）。

「学制」発布から東京外国語学校設立へ

一八七三（明治六）年『文部省第一年報』には東京外国語学校の沿革として、次のように記されている。

本校ハ、元開成学校ニ於テ、専門学科ヲ設ケルカメ、各国ノ語学ヲ教フルニ始リ、外務省所管語学所ヲ収管スルニ成ル、明治二年正月始テ英仏二国ノ語学科ヲ置キ、尋テ独語学ヲ置ク、六年四月生徒ヲ区分シ、下等中学一級以上ヲ専門学生徒トシ、以下ヲ語学生徒トス、五月外務省設クル所ノ独魯清語学所ヲ文部省ニ収管シ、更ニ生徒ノ学力ヲ検査シ、外国語学教則ニ準拠シテ学級及教科ヲ改正ス、八月開成学校新築成リ、専門学生徒此ニ徒ルニ至リ、遂ニ同所ヲ東京外国語学校ト称シ、外務省語学所ヲ合併ス、学科ハ英仏独魯清ノ語学ヲ授ク（読点は筆者）

ここには、東京外国語学校は、前述した一八六九年正月開講された開成学校における語学部門を淵源とし、外務省所管の語学学校を合併して成立したと冒頭でまとめられている。以下、この史料に基づきながら、一八七四年十一月に東京外国語学校が建学されるまでの概要を追っていこう（『東京大学百年史 通史一』参照）。

まず、一八六九年一月に開成学校が開講し、ここに英仏二学科が設けられたことが始まりである。その後、同年十月にドイツ学の重要性が唱えられ、ドイツ人教師が採用され、一八七〇年二月に独逸教場も開かれたといわれる。しかし、前述の明治三年閏十月「大学南校規則」には、普通科の文典、万国史、究理書の科目には、英仏の別はあるが、ドイツ語の授業は定められていない。「独語教導ノ規則ハ別ニ示ス」としてドイツ語に関する規則が定められたのは、一八七一年の改定によってである。それにもとづいて同年一月には、「独逸学仮教場」（のち洋学第一校から独逸学教場）が設けられた。同年七月文部省所轄となった大学南校が南校に改称され、九月に一時閉校された後、翌七年四月に再発足した南校では、英仏独語コースごとに学生が募集され、それぞれに語学・算術などの基礎科目から人文科学・自然科学系の専門科目の履修へと進むカリキュラムが施された。

一八七二年八月に「学制」が發布され、南校は第一大学区第一番中学と改称された。中学とは、小学校を卒業した十四歳以上の者が入学し、英仏独語の内一つの語学で一か年二級の予科教育を受けさせ、その後上下二等に分かれて各三年六級の過程を経たのち、専門大学へ進ませる教育機関であるという規定であった。さらに、一八七三年四月には文部省は「学制二編追加」を布達し、第一大学区第一番中学は開成学校と改称され、専門学科の教育は英語に一本化された。先の文部省年報によると、この時「下等中学一級以上ヲ専門学生徒トシ、以下ヲ語学生徒トス」と記されているように、それまで英仏独語から各一言語選択していた予科二年間の生徒は「語学生徒」と規定され、次に述べるように一八七三年八月に開成学校から切り離されることになる。

この「学制二編追加」は、小学校を卒業し二年間の外国語学校下等科を履修した年齢十六歳以上の者が入学する技術学を中心とした「専門学校」という新しい教育機関の設置をうたっていた。これによって外国語学校設立への動きが進み、一八七三年五月に外務省所管から文部省に移管された独魯清語学校と、前述の独逸学教場（洋学第一校が「学制」発布に伴って第一大学区第二番中学と改称され、さらに一八七三年三月に改称された）と、前述した開成学校から切り離された「語学生徒」が合併され、一八七三年八月開成学校の新築校舎完成を機として、外国語学校が設立された。これが、十一月四日に外国語学校と命名されることになるのである。この経緯は、翌十一月五日付の左の「開申」に見るとおりである。

外国語学所旧開成学校へ転移合併致候ニ付開申

外国語学所之儀元開成学校語学教場へ合併致シ今今外国語学校ト相称候間此段致上申候也

明治六年十一月五日

右大臣岩倉具視殿

文部少輔田中不二麿